

## 第7 道路上に設置するバス停留所等の上屋

### 1 運用上の留意事項

- (1) この基準は、道路上に設置する建築物のうち、バス事業者が設置するバス停留所上屋及びタクシー事業者が設置するタクシー乗車上屋（以下「バス停上屋」という。）について適用する。
- (2) 道路上に設置するバス停上屋は、建基法第44条第1項第2号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に該当するものであること。
- (3) バス停上屋の道路占用許可申請は、各区役所地域整備部維持管理課に申請され、当該維持管理課において福岡市道路占用許可事務処理要領（参考資料参照）に基づき審査を行うものであること。

### 2 審査基準

- (1) バス停上屋の柱は、消火栓、防火水槽等の消防水利から、概ね1m以上離して計画されていること。
- (2) 防火対象物に設置されている連結送水管、連結散水設備若しくはスプリンクラー設備の送水口又は消防用水の採水口の操作障害とならない位置に計画されていること。
- (3) 防火対象物に設置されている避難器具の降下障害とならない位置に計画されていること。
- (4) その他、消防活動上支障が生じる位置を避けて計画されていること。

### 3 事務処理要領

- (1) バス停上屋設置の調査申請書が申請者（道路占有者）から提出された場合は、文書管理システムで収受し処理すること。
- (2) 前2の基準に基づく審査は、申請書に添付された図書により行うものとし、必要がある場合は現地調査を実施すること。
- (3) 審査の結果は、申請者から提出された「バス停上屋の道路（占有・使用）許可申請に伴う調査書」に、消防上の支障の有無を記入し返付すること。

「バス停上屋の道路（占有・使用）許可申請に伴う調査書」

バス停上屋の道路（占有・使用）許可申請に伴う調査書	
申請場所	福岡市 区 バス停（上り 下り）
建築計画 の概要	造 葺
	建築面積 延べ面積
本件調査の結果は右記のとおりです。 平成 年 月 日 福岡市 消防署 消防署長 ㊟	1 消防上支障がない。 2 下記条件を満たした場合は支障がない 3 下記理由により支障がある。 （条件，理由等）

### 広告添加看板付バス停留所上屋（シェルター）

#### 【 基 準 】

- 1 バス停留所上屋の設置者は、路線バス事業者であること。  
広告添加看板の設置者は、広告事業者であること。
- 2 占用の場所は、歩道上であること。  
設置位置の決定にあたっては、沿道の土地利用を配慮すること。
- 3 歩道は壁面・広告添加看板から2 m以上の幅員が確保されること。
- 4 上屋の幅は2 m（横断方向）以下とすること。  
ただし、駅前広場などの島式乗降場については、この限りではない。
- 5 上屋内には、装飾のための電気設備を設置してはならない。
- 6 上屋には、別に定める場合を除き、広告物等の添加又は塗装をしないこと。
- 7 上屋の最下部と路面との距離は、2.5m以上とすること。  
ただし、その最上部は、路面から3.5mを超えてはならない。
- 8 上屋に壁面を設置する場合は、以下のことを遵守すること。
  - (1) 壁面の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。
  - (2) 壁面の面数は三面以内であること。
  - (3) 壁面の材質は、透明なものであること。
  - (4) 必要に応じて上屋内に照明設備を設けること。
- 9 広告添加看板の設置は以下のことを遵守すること。
  - (1) 掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りではない。
  - (2) 添加広告看板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内のものであること。
  - (3) 広告添加看板の材質・形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく難、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
  - (4) 添加広告看板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのあるものではないこと。
  - (5) 添加広告看板は内照式とすることができる。ただし、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、この限りではない。
  - (6) 掲示する広告物の表示面積は、1面につき2 m<sup>2</sup>以内であること。
  - (7) 広告添加看板の表示面は2面以内であること。ただし、3面以上の掲示面を設けても、車両または歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対する直接の訴求対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りではない。
  - (8) 広告物の掲示により生ずる死角からの飛び出しによる事故を回避する観点から、必要と認められる安全策が講じられるものであること。  
特に、車道から上屋に正対して右側の壁面等に添加される広告添加看板については、当該広告添加板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、

当該上屋の外側における防護策等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りではない。

10 上屋の広告添加看板は交差点の付近，沿道からの出入りがある場所等，運転者の視界を妨げることのない場所に設置すること。

11 他の建築物又は工作物に接続しないこと。

12 関連文書

・「バス停日よけ，雨よけの取り扱いについて」

(昭和52年4月6日付け土道第508号)

・「バス停留所上屋の道路占用の取り扱いについて」

(昭和54年6月20日付け土木第968号)

・「バス停等上屋設置事務処理要領」(昭和62年4月1日施行)

・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」

(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)

・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」の一部改正について

(平成15年1月31日付け国道利第22号国土交通省道路局長通知)

・「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取り扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第27号国土交通省道路局長通知)

### バス停留所及びタクシー乗場の上屋（シェルター）

#### 【 基 準 】

- 1 バス停留所上屋の設置者は、路線バス事業者であること。  
タクシー乗場の上屋の設置者は、社団法人福岡市タクシー協会であること。
- 2 バス利用者及びタクシー利用者の利便に供するために設けるものであること。
- 3 占用の場所は、歩道上であること。  
設置位置の決定にあたっては、沿道の土地利用を配慮すること。
- 4 歩道の有効幅員が原則として2 m以上（自転車歩行者道にあつては、3 m以上、自転車歩行者専用道路にあつては、3.5 m以上）確保できる歩道（ただし、歩行者の交通量が多い場所にあつては、3.5 m以上（自転車歩行者道にあつては4 m以上））であること。  
なお、歩道と車道の幅員は0.25 m以上を確保すること。
- 5 上屋の幅（横断方向）は2 m以下とすること。ただし、駅前広場などの島式乗降場については、この限りではない。
- 6 上屋の最下部と路面との距離は、2.5 m以上とすること。ただし、その最上部は、路面から3.5 mを超えてはならない。
- 7 広告物は添加しないこと。（バス停留所上屋にあつては、別途申請を要する広告添加看板付バス停、時刻表などバスの運行に関する事項を除く。）
- 8 他の建築物又は工作物に接続しないこと。
- 9 関連文書
  - ・「バス停日よけ、雨よけの取り扱いについて」  
(昭和52年4月6日付け土道第508号)
  - ・「バス停留所上屋の道路占用の取り扱いについて」  
(昭和54年6月20日付け土木第968号)
  - ・「バス停等上屋設置事務処理要領」(昭和62年4月1日施行)
  - ・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」  
(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号建設省道路局長通達)
  - ・「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」の一部改正について  
(平成15年1月31日付け国土交通省国道利第22号国土交通省道路局長通知)

